

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[令和5年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

令和5年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第26号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第2 議案第32号 市道路線の認定について
日程第3 議案第33号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第34号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第35号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
日程第6 意見書第2号 「インボイス(適格請求書)制度の廃止」を求める意見書
日程第7 意見書第3号 保育士の配置基準を見直すことを求める意見書

2 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場礼子	議員
3番	今泉義文	議員	4番	森田正嗣	議員
6番	入江寿	議員	7番	木村彰人	議員
8番	徳永洋介	議員	9番	船越隆之	議員
10番	堺剛	議員	11番	笠利毅	議員
12番	原田久美子	議員	13番	神武綾	議員
14番	陶山良尚	議員	15番	小畠真由美	議員
16番	長谷川公成	議員	17番	橋本健	議員
18番	門田直樹	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長	高原清
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	市民生活部長	高原寿子
健康福祉部長	川谷豊	都市整備部長	柴田義則
観光経済部長	友添浩一	教育部長	中山和彦
教育部理事	八尋純次	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾
経営企画課長	轟貴之	総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼IT/ITプロモーション担当課長	杉山知大
市民課長	今村江利子	福祉課長	大谷賢治
上下水道課長	大久保信孝	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	西山英毅
文化財課長	山村信榮	監査委員事務局長	添田邦彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 野 寄 正 博

議 事 課 長 花 田 敏 浩

書 記 陣 内 成 美

書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第26号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第26号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第26号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第5まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第32号「市道路線の認定について」から日程第5、議案第35号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第32号から議案第35号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第32号は建設経済常任委員会に付託します。次に、議案第33号は総務文教常任委員会に付託します。次に、議案第34号は環境厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第35号は8名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により、

|     |        |    |     |      |    |
|-----|--------|----|-----|------|----|
| 1番  | タコスキッド | 議員 | 3番  | 今泉義文 | 議員 |
| 6番  | 入江寿    | 議員 | 8番  | 徳永洋介 | 議員 |
| 9番  | 船越隆之   | 議員 | 13番 | 神武綾  | 議員 |
| 15番 | 小島真由美  | 議員 | 17番 | 橋本健  | 議員 |

を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は環境厚生常任委員会委員長の小島真由美議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の神武綾議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、6月12日月曜日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願ひいたします。

議案第35号は予算特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 意見書第2号 「インボイス(適格請求書)制度の廃止」を求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第6、意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を
求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番タコスキッド議員。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） 日程第6、意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃
止」を求める意見書」について、提出理由を述べさせていただきます。

まず、この議場においてインボイスについて完全に理解されている方がどの程度いらっしゃ
いますでしょうか。今後の市政に大きく関わる問題にもかかわらず、ほとんどの方が名前は聞
いたことがあるくらいの認識ではないでしょうか。

そんな制度が今年10月、あと3か月ちょっとで動き出そうとしています。請求書の様式が変
わるから事務負担が増える程度と一般的には思われていますが、実際には増税です。

現在、消費税の課税事業者はおよそ300万事業者、免税事業者はおよそ500万事業者で、財務
省はこのうち160万事業者がインボイス発行事業者の登録を選択し、2,480億円程度の増税を見
込んでいると言われていて、そして残りの340万事業者はほとんど廃業に追い込まれる可能性
があります。

300万事業者ある課税事業者のうち、簡易課税事業者が120万事業者と言われており、インボ
イス制度が始まると、簡易課税制度はいずれなくなると言われていますので、こちらでも実質的
に増税となり、さらに事務負担が増えます。デフレが加速すればより廃業も増えるでしょう
し、この影響は事業者のみならず全ての国民にとっての一大危機と言えます。市民の生活に最
も近い存在である地方行政、我々市議会としてこのまま見過ごすわけにはいきませんので、ご
理解いただくために次の意見書を提出させていただきます。

提出者は私、タコスキッド、賛成者は太宰府市議会森田正嗣議員、笠利毅議員であります。

インボイス（適格請求書）制度の廃止を求める意見書。

この30年近く、デフレによって日本経済は低迷し、賃金の低下や雇用の非正規化が進みまし
た。それによって人々の生活は苦しくなる一方でした。そこに新型コロナウイルスの感染拡大
に伴うコロナ不況と、輸入物価の高騰が追い打ちをかけています。

例えば、コロナ関連の特例貸付金の返済が2023年1月に入って始まっていますが、4割が返
済不可能となり免除となったと報道されています。免除対象となる住民税非課税世帯が急増し
ているのです。加えて、輸入に多くを頼っている食料品や電気・ガス代などの高騰が家計を圧
迫し、価格転嫁が難しい中小零細企業は収益を悪化させています。

国は消費税を引き下げることなく課税し、その結果、法人税と消費税、所得税によって国の
税収は65兆円と史上空前となっています。人々の生活が圧迫される中、消費税収が史上空前の
税収の一つであるというのは経済政策の失敗と言わざるを得ません。

こうした厳しい市民生活に追い打ちをかけるように、2023年10月からインボイス制度が実施

されようとしています。インボイス制度は、とりわけフリーランスや零細事業者などの免税事業者（課税売上高が1,000万円に満たない事業者）を窮地に追い込むものです。インボイス登録のない業者との取引は仕入れ控除されないため、免税事業者のままでいると仕事が減ったり、実質的な値引きを要求されたりします。インボイス登録をして一定売上げ以上の課税事業者になると消費税の納税義務が発生します。インボイス制度導入の強行は、中小零細事業者らを苦しめ、廃業に追い込むものです。

インボイス制度に関し、経済団体など多くの団体から現状のまま実施に踏み切ること懸念の声が出ており、このままインボイス制度が導入となれば小規模事業者のみならず、住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となることが予想されます。

インボイス制度廃止は中小企業、小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のためになると考えます。

上記の理由から、国会及び政府に対してインボイス制度の廃止を求めます。

地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 文面の中に消費税収が史上空前の税収の一つであって、経済政策の失敗だというふうなことなんですが、この意見書自体が消費税廃止だからインボイスももちろん廃止である、反対であるというような酌み取り方でよかったですでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 消費税廃止も念頭に置いた上でのインボイス制度廃止と思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） それならば、消費税が本市にとってどのように、どのくらいの税収が入ってきて、何に使われているかご存じでおっしゃっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 当然、今細かい数字というのは分かっておりませんが、消費税があることによって地域経済が疲弊しているということもご理解されてるのでしょうか。

すみません。消費税があることによって地域経済が疲弊しているということを考えておりますので、消費税を廃止することによって景気が持ち直せば、また消費税導入という形でもいいと思っております。そういう形になると思っております。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 今太宰府市にとって消費税がいかに必要なのか、3款民生費をご覧いただければ分かると思うのでご質問したのですが、本市にとってこの消費税が廃止になったときのダメージというのはいかかなものか、そういうことを考えられて廃止というところまでの意見書なんですか。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 考えております。

（15番小島真由美議員「もう、じゃあいいです」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） お伺いします。このインボイス制度が、10%、8%の消費税の改革の問題でございまして、10月から施行されようとしています。2点お伺いします。

インボイス制度につきましては軽減税率とセットで、軽減税率分かりますか、軽減税率とセットで論ずるべきところがあると私は思っております。その点どのようにお考えなのか。

それとあと、今財務省のほうの資料を調べましたら、相当数の、数百万件の登録はもう終わっています。準備段階がここまでもう済んでいて10月に執行されようとしているときに、なぜこの時点で意見書を出されたのか、その理由をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） もう一度、ちょっと聞き取りにくかったので。すみません。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。マスク外してください。

○10番（堺 剛議員） 1つは、インボイス制度を語るときに軽減税率とセットで議論してもらわないと、意見を出されるのであれば、軽減税率をもって、10%、8%になったわけですから、その経緯を踏まえて、どういうお考えなのかをお聞かせいただきたいという点と、もう実際に事業者の登録が、財務省の資料を調べてもらったら分かりますけれども、相当数もう登録が終わっているんです。準備も進んでいます、10月からもうスタートしようとしているんです。なのに、ここで廃止を求める意見書をなぜこの段階で出されたのか、その理由。2点をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 消費税というものがこのインボイス制度の前提になっているわけですが、消費税というものが自分で間接税と思われていますけれども、事業者に対する直接税ですので、その軽減税率という形であれば、またそれに関しての考え方でいいと思うんですけれども、現状が消費税をとという形が前提になっている以上は、そこは反対という形で考えています。

もう一点ですが、なぜこの時点でということなんですけれども、もうスタートしたから止められないというのであれば、本当にこの先たくさん事業者が廃業に追い込まれることもやむなしということになってしまいます。それを食い止めるためにも、延期及び廃止とい

うのを訴えていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 質疑なので討論はしませんが、そのために、もう分かっていると思いますが、経過措置も支援措置も取っていますよね、国のほうは。すみません。国のほうは、そのために中小企業、零細企業に対して支援措置、経過措置ももう組んであります。そのことを踏まえても、反対の意見書を上げられるおつもりなんですか。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） そのとおりでございます。

（10番堺 剛議員「結構です」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 意見書第3号 保育士の配置基準を見直すことを求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第7、意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番タコスキッド議員。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） 日程第7、意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」について、提出理由説明をさせていただきます。

私の娘は現在、市内の保育園に通っております。保護者としての目線から見ましても、保育士の方々の頑張りにはいつも驚きと感謝と尊敬の念を感じております。

休日に我が子を1人、数時間見るだけでも相当な気力と体力を要しますが、それを4、5歳児を受け持つ保育士には1人につき30人が基準になっています。また、おむつやミルク、そして誤飲やうつ伏せ寝、突発的な事故などにも神経を使う1歳児を受け持つ保育士は1人につき6人という現在の配置基準は、想像を絶する苦労があると思われまます。

ましてやそれに対する対価が十分に支払われない状況では、働く上でのモチベーションが上がらない上、生活ができないために転職を余儀なくされたり、待遇のよい企業に優秀な人材が流出することで、保育園内では時間内に業務が終わらず、残業も増え、さらに肉体的、精神的に疲弊していき、それが事故や事件につながる悪循環の中にあると今回改めて保育園関係者にお話を伺い感じました。

市民から最も近い存在である地方自治体からも声を上げる必要のある切実な問題として、今



回次の意見書を提出させていただきます。

提出者は私、タコスキッド、賛成者は太宰府市議会森田正嗣議員、笠利毅議員、木村彰人議員であります。

保育士の配置基準を見直すことを求める意見書。

通学バス置き去りや保育士による虐待など、子どもたちをめぐる悲惨なニュースが連日報道されています。個々の保育所の問題もあるでしょうが、保育士が劣悪な労働環境に置かれ、追い込まれているという観点からの対策が急務です。

経験のある保育士ですら、多くの子どもたちの保育を1人で担うことは、大変な責任と負担を伴います。休憩の時間や昼食の時間も十分に取れない保育士も多く、保育の現場からは限界との声が上がっています。

日本の保育士の配置基準は、1969年から大きく変化しておらず、特に4、5歳児クラスの子ども30人につき保育士1人という配置基準は、戦後すぐの1948年から変化していません。例えば、イギリスでは4、5歳児は子ども13人に保育士1人、スウェーデンでは18人に保育士1人という配置基準を設定しています。日本でもこの間、小学校以上の教員配置は不十分ながらも見直されました。保育士の配置基準だけが1、2歳児は50年以上、4、5歳児は70年以上見直されないままとなっています。

平成27年、2015年12月18日、福岡県議会において保育士確保対策の充実を求める意見書が可決されましたが、8年たった現在、改善するどころかますます深刻な問題となっております。

現在、こども家庭庁が誕生し、配置基準の上乗せに僅かながら予算化されるなど、様々な取組が動き出していますが、保育士の配置基準に関しては、平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援新制度のままであり、まだまだ不十分です。現場の声、市民の声に一番近い存在である地方自治体としては、問題解決に向けて少しでも前に進めるべく声を上げていく必要性を感じています。

上記の理由から、国が保育士の配置基準を抜本的に見直し、それに伴った財源措置を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 意見書の中身を拝見させていただきました。拝見させていただいた中で、例えば配置基準のどのような形が望ましいのかとか、どうやったら保育士の現場で守っていくとか、そういう詳しい記載がない上に、内容的には薄っぺらい内容かなというふうに感じたところでございました。

現在、国のほうでも配置基準についてはある程度こども家庭庁のほうで3月に方向性が示されておりまして、詳しい配置基準は申しませんけれども、そういう形で改善が行われるということは将来に向けて、これはもう方向性が決まっております。そういった形で、なぜこういった形でこの時期に今回意見書を出されるのか。そしてまた、こども家庭庁のほうである程度配置基準の方向性が決まっているのに、その認識がどの程度あるのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 国の配置基準の見直しはたたき台として出されておりますが、その後訂正されております。そして、たたき台として1歳児は6対1から5対1へ、4、5歳児は30対1から25対1へ。これも福岡県が出したものと、県議会が出したものと同一基準ですけれども、それに向けて進めるということでしたが、結果、その後に現場の混乱を招くおそれがあるとして保育士を増やさないという選択肢も残す形になっております。

こういうことはいろいろな自治体から声を上げていく必要があると思います。今年になって福岡市議会、中間市、宗像市も同様のものを提出しております。本市も、それに伴い提出することで、国へ必要性をより訴えかけていくものが必要と思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 配置基準については、ここでは詳しいことは述べませんが、国である程度方向性は決まっていますので、まあそれはそれでいいというふうに私は考えております。それについて、いずれ国のほうから下りてくるというふうに思っておるところでございます。これは私も保育士の現場のほうから、保育園の現場のほうからも聞いた話を含めて今話をしております。

それで、今、各自治体から、議会から出したほうがいいということがございました。意見書を出すタイミングとしては効果的なきに出すと、これは大事なことかと思っておりますけれども、例えば今度そういう形で太宰府市で出されておりますけれども、6月議会において、例えばタコスキッド議員がほかの議会と連携して、他市でもそういう動きがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

それとあわせて、これは今回タコスキッド議員が自ら考えて出されたのか、それとも今れいわ新選組に所属されていますけれども、れいわ新選組のほうの意向を受けて出されてあるのか、その辺も含めてお答えください。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） すみません。1件目何でしたっけ。近隣他市との連携は取っておりません、現在のところ。

2件目のれいわ新選組からということだったんですけども、2月にれいわ新選組のほうから陳情という形で出してはどうかという形で資料が来ましたが、その後、陳情の期限も3月議

会締切りのところで間に合わないところでしたので、一旦それは保留させていただいて、その後私も思うところがあり、改めてれいわ新選組とは関係ない形で意見書として提出させていただきました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時22分

~~~~~ ○ ~~~~~